

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 設計及び工事の計画の認可(緊急時対策所機能の移行)【4】」

2. 日時：令和2年11月30日 16時00分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎…TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、西内安全審査官、畠山安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力工事グループ長◎ 他20名◎

## 5. 要旨

(1) 九州電力株式会社より、玄海原子力発電所の設計及び工事の計画の認可申請（緊急時対策所機能の移行）について、資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は、以下の点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容を含めて引き続き確認することとした。

○溢水から防護するとしている設備の設置区画と湧水サンプンプの設置区画との間に貫通部（溢水経路）を設けていることについて、川内原子力発電所との差異も含めて、設計における考慮事項を説明すること。

○緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）の通信回線について、通信回線を無線系回線から衛星系回線に変更するとしているが、大雨や台風などの際にも必要なデータ伝送量を確保できるのか説明すること。

(3) 九州電力株式会社より、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機及び第4号機 緊急時対策棟設置工事に係る設計及び工事計画認可申請について
- ・資料2 緊急時対策棟設置工事に係る説明事項リスト

以上